

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し最終案」について

今年度中に中間見直しを行う「千葉県国民健康保険運営方針」について、パブリックコメント並びに県内市町村長・県庁関係課から聴取した意見の内容を加味して検討した結果、このたび「中間見直し最終案」を取りまとめました。

今後、1月末の書面開催を予定する県国保運営協議会の諮問→答申を経た上で、令和3年2月の決定・公表を目的に、引き続き作業を進めてまいります。

1 「中間見直し最終案」取りまとめまでの経過

- 令和2年 9月 3日 県国保運営協議会（第1回）で「骨子案」を説明
 9月17日 パブリックコメント（～10月16日）
 11月17日 県内市町村長・県庁関係課への意見聴取（～12月18日）

2 意見の提出状況

- (1) パブリックコメント（ちばづくり県民コメント制度）
 意見提出者：4者 ※3団体1個人
 延べ意見数：57件 ※同一内容重複提出を除いた実質意見数は36件
- (2) 県内市町村長からの意見聴取（国民健康保険法第82条の2第6項に基づく）
 意見提出者：全54市町村（43団体が「意見なし」、11団体が「意見あり」）
 延べ意見数：49件
- (3) 庁内関係課からの意見聴取（健康福祉部内各課・市町村課・政策企画課・病院局）
 延べ意見数：4件

3 提出された意見の主な内容

（単位：件）

	パブリックコメント	県内市町村長からの意見聴取	庁内担当課からの意見聴取
中間見直しに関する総括的な提言・指摘・意見表明	5	0	0
新型コロナウイルス感染症に関連する取組・文言の追加	4	1	1
取組・役割の内容に関する加除修正の要望	19	12	1
用語・記載の形式に関する加除修正の要望	8	36	2
合計	36	49	4

4 中間見直し「骨子案」から「最終案」にかけての主な変更箇所

- (1) P17「将来的な保険料水準のあり方」について 市町村意見
 今後の保険料率のあり方を考える上で重要な論点であることを明らかにするため、前段からの「なお書き」との印象を与える冒頭の「なお、」を削除しました。
- (2) P21「収納対策」における県の取組について 市町村意見
 被保険者の保険料納付意識の向上を図る取組の一環として、「被保険者に対する制度周知」の文言を追加しました。
- (3) P26「医療費の適正化」における県の取組について 庁内関係課意見
 糖尿病性腎症の重症化予防のために県が行う市町村への支援に当たり連携すべき主体に、KDBを所管する「千葉県国民健康保険団体連合会（国保連）」を追加しました。
- (4) P27「保健医療・福祉サービス等に関する施策との連携」について 市町村意見
 市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のために県が行うべき支援等のあり方について、目標年次を示しつつ文言を追加しました。
- (5) その他（整備変更）
 ・本文中の各種図表類について、令和2年12月末時点で把握が可能な最新の数値を反映させ、更新しました。また、グラフ類の配色について、県内市町村からの意見に基づき、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に準拠した、色覚多様性に配慮した配色に変更しました。
 ・微細な用語・誤字脱字等の内容について、修正等を行いました。

5 今後のスケジュール（予定）

- 市町村連絡会議（書面開催） 1月下旬
- 国保運営協議会（書面開催） 1月下旬～2月上旬 : 諮問→答申
- ホームページで公表 2月下旬見込み

※提出された意見の今後の取扱い

令和3年2月予定の「千葉県国民健康保険運営方針（中間見直し版）」の決定・公表を待って、パブリックコメントについては報道広報課経由で、また、県内市町村からの意見については県国民健康保険運営協議会の配付資料の中で、ともに公表する予定です。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」の概要

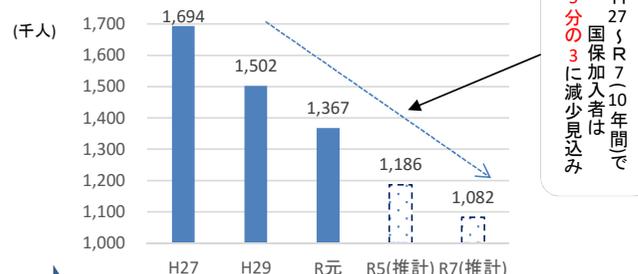
1 基本事項

- 位置付け：県が策定する統一的な国民健康保険に関する方針、市町村は本方針を踏まえ事務を実施（努力義務）
- 根拠規定：国民健康保険法第82条の2第1項
- 対象期間：平成30年度～令和5年度の6年間（中間年である令和2年度に見直しを行う）
- 基本理念：「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」

※パブリックコメント及び県内市町村等の意見を反映し見直し後の方針(案)を作成

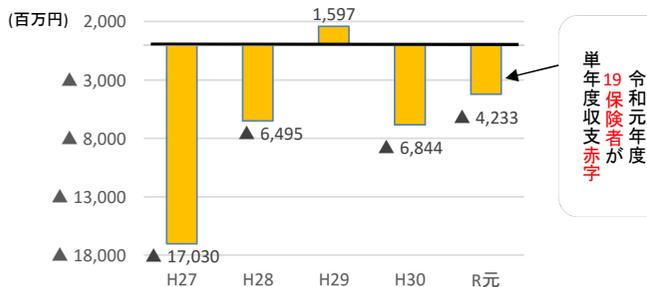
2 市町村国民健康保険の課題

○ 被保険者数の減少



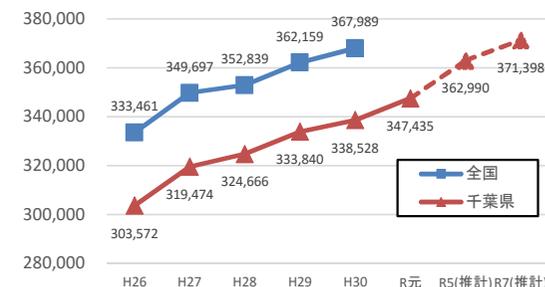
財政リスクの増加への対応が必要

○ 市町村特別会計（実質収支）の赤字



計画的な財政収支の改善が必要

○ 被保険者1人当たり医療費の伸び



医療費適正化の取組等により伸び幅の抑制が必要

3 中間見直しにおける主な変更点（ポイント）

（1）広域化後の国保の現状を適切に反映

- 広域化前の推計値を上回る被保険者数の減少傾向
 - ・ 社会保険の適用拡大 ・ 高齢世代の就労促進
- 決算補填等を目的とした法定外繰入等の縮小傾向
 - ・ 公費拡大による収支改善 ・ 計画的な削減計画の実施
- 各種指標数値の時点修正
- 新型コロナウイルス感染症等が与える影響を丁寧に注視

（2）将来的な保険料水準の統一に向け、市町村との議論を深化

- 「保険料水準のあり方を引き続き検討」から一歩進めて、将来的な保険料水準の統一について、市町村等との本格的な議論を今後深めていくことを明確化
- 議論に際しては、新型コロナウイルス感染症等が医療費等に与える影響を丁寧に注視

（3）各主体における取組内容を推進

- 収納対策を中心とした市町村の取組を反映
 - ・ インターネットを活用した公金収納支援
 - ・ 外国人に対する収納対策
 ほか
- 広域化後に県で開始した各種取組を反映
 - ・ 広域的な給付点検の開始
 - ・ 不正利得回収に係る指導等
 - ・ 糖尿病性腎症重症化予防のための連携体制の構築
 ほか

4 個別の取組・方針

基本的な骨格は維持

（1）国保の医療費及び財政の見通し

- 令和7年度までの国保医療費を推計
- 将来的な単年度財政収支の均衡を目指す
- 財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

（2）保険料の標準的な算定方法

- ⇒ 国のガイドラインの原則に沿った算定方法（基本的な考え方）
- 所得と被保険者数で納付金を算定
- 標準的な収納率は市町村の実績に基づき設定
- 賦課限度額は政令と同額で設定

（3）保険料の徴収の適正な実施

- 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施

（4）保険給付の適正な実施

（5）医療費の適正化の取組

（6）その他

- 市町村事務の効率化の推進
- 保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携